

平成 29 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）は、平成 27 年度より、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に、調達等の合理化の取り組みを開始した。

この取り組みを継続するため、平成 29 年度における調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）機構における平成 28 年度の調達等合理化計画における契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 560 件、契約金額は 195 億円である。また、競争性のある契約は 367 件（65.5%）、179 億円（91.7%）、競争性のない契約は 193 件（34.5%）、16 億円（8.3%）となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のある契約のうち企画競争・公募の金額が大幅に増加しており、船舶運航管理委託契約の複数年契約（契約金額 83 億円）の影響などによるものとなっている。

競争性のない契約の割合は件数・金額ともに増えている。この要因は、事務所の賃貸借など相手方が特定される案件のほか、機構の研究開発業務上の特殊性などによる研究データを管理・分析する上で必要なサーバに係る保守や日本国内での導入事例が少ない先進的な海外メーカー製質量分析計に係る保守など製造元のみが有しているノウハウが必要とされる案件を複数年で契約したこと、代理店を介さない製造元のみから調達可能な特殊な観測装置・センサーの調達案件があることなどによるものとなっている。

表 1 平成 28 年度の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	332 64.8(%)	54.1 54.1(%)	321 57.3(%)	64.5 33.1(%)	△11 △3.3(%)	10.4 19.2(%)
企画競争・公募	48 9.4(%)	32.4 32.4(%)	46 8.2(%)	114.1 58.5(%)	△2 △4.2(%)	81.7 252.2(%)
競争性のある契約（小計）	380 74.2(%)	86.5 86.5(%)	367 65.5(%)	178.9 91.7(%)	△13 △3.4(%)	92.4 106.8(%)
競争性のない 随意契約	132 25.8(%)	13.5 13.5(%)	193 34.5(%)	16.2 8.3(%)	61 46.2(%)	2.7 20.0(%)
合計	512 100(%)	99.9 100(%)	560 100(%)	195.1 100(%)	48 9.4(%)	95.2 95.3(%)

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減は、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 206 件 (75.7%)、契約金額は 43 億円 (74.7%) である。

1 者応札となった案件を分類すると、約 8 割が調査・研究活動に関わる案件となっており、特に水中及び洋上で使用する物品の調達・整備、洋上での観測等に係る役務契約等が全体の約 4 割を占めており、機構の研究活動に伴う、特殊性・専門性から、対応できる者が限られている状況を表しているものと考えられる。

前年度との比較では、大型計算機施設機能強化の工事契約において、同等の現場実績を有しているものが 1 者のみであったことにより、1 者応札の金額が約 19 億円増加している。

表 2 平成 28 年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	71 (25.4%)	66 (24.3%)	△5 (△7.0%)
	金額	9.7 (28.8%)	14.7 (25.3%)	5 (51.5%)
1 者以下	件数	208 (74.6%)	206 (75.7%)	△2 (△1.0%)
	金額	23.9 (71.2%)	43.3 (74.7%)	19.4 (81.2%)
合 計	件数	279 (100%)	272 (100%)	△7 (△2.5%)
	金額	33.6 (100%)	58.0 (100%)	24.4 (72.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野について (【 】は当該計画に策定した評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の取り組みを行うとともに役務契約のうち特に事務管理部門系の分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成 29 年度においてもその理由等について機構内で審査する。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

①入札説明書の電子交付

応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付を継続する。

②調達情報の発信

競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームペ

ージにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。

③ 仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期を点検し、必要に応じて引き続き改善する。

④ 船舶運航管理委託契約の見直し

機構の大型契約案件として「船舶運航管理委託契約」が継続して随意契約等となっていることなどについて、次期契約（平成 31 年～）に向けて契約の手法等について検討する。

⑤ 辞退届の分析

辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった原因を分析する。

【③について仕様書等の見直しを 5 件以上実施する】

【⑤について次期契約で見直しの対象とする案件を抽出する。】

(3) 調達合理化の取り組み

① 契約内容・契約形態の見直し

契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや合理化を行う。

② 共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続する。

③ 一括調達等の推進

単価契約及びネット調達を整理し、一括調達等の拡大を図る。

④ 規程類の改定

契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。また、総合評価落札方式等において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を導入するため、これらに係る規程類を改定する。

⑤ 先進的手法等の調査

研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査・検討を行う。

- 【①について契約内容や契約形態等を見直すことにより、5件以上の引き下げ、合理化を実施する】
- 【④⑤について検討・導入の結果を評価する】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。（少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。）

また、契約金額3,000万円を超える随意契約については、契約審査委員会（委員長：総務部長）が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。

【規程等に基づき、適正な運用を行う】

（2）不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 調達に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、契約課担当職員を対象とした研修を行う。
- ② 要求部署となる職員を対象とした説明会等を開催する。
- ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。

【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、経営管理担当理事（契約担

当役)を総括責任者とし、調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者 経営管理担当理事(契約担当役)

副総括責任者 経理部長(分任契約担当役)

メンバー 分任契約担当役経理部長の補助者

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定し、公表するものとする。

以上